

令和 7 年 9 月市会における地球温暖化対策に係る補正予算の概要について

1 省エネ家電への買換え促進事業＜新規＞ 260,000 千円

〔財源：国庫支出金（臨時交付金）70,000 千円、一般財源 190,000 千円〕

市民を対象に、省エネ基準を達成しているエアコン及び冷蔵庫への買換え費用の一部を補助することで、家庭における電気代の負担軽減を図るとともに、CO₂排出量の削減を促進する。

※ 令和 8 年度まで事業実施予定であり、併せて繰越明許費を設定する。

○ 制度概要

(1) 補助対象者

エアコン・冷蔵庫の所有者（個人）

(2) 対象機器

省エネ基準達成率 100%以上のエアコン・冷蔵庫

(3) 補助額

冷房能力・容量に応じた定額補助

※ エアコン・冷蔵庫の併用、複数台購入可。市内店舗での購入に限る。

製品	冷房能力・容量	交付額
エアコン	12 畳用未満	15,000 円
	12 畳用以上	20,000 円
冷蔵庫	350 L 未満	8,000 円
	350 以上 450 L 未満	15,000 円
	450 L 以上	20,000 円

(4) 実施期間（予定）

令和 7 年 11 月～令和 8 年度

(5) 支援予定台数

13,000 台

2 中小事業者の省エネリノベーション支援事業＜新規＞ 230,000 千円
〔財源：一般財源 230,000 千円〕

市内の中小事業者を対象に、省エネ設備の導入に係る経費の一部を補助することで、光熱費の負担軽減を図るとともに、CO₂排出量の削減を促進する。

※ 令和8年度まで事業実施予定であり、併せて繰越明許費を設定する。

○ 制度概要

(1) 補助対象者

市内中小事業者（中小企業者、医療法人、社会福祉法人、学校法人等）

※ エネルギー消費量等報告書の提出を求める。

(2) 対象機器

空調設備、照明機器、給湯設備

(3) 補助率

1／3（上限 200 万円、下限 20 万円）

(4) 実施期間（予定）

令和7年11月～令和8年度

(5) 支援予定件数

230件

○ 「エネルギー消費量等報告書制度」の概要

（制度対象）

準特定事業者 ※ 準特定事業者以外は任意

〔 事業の用に供する建築物で、その用に供する部分の床面積の合計が 1,000m²以上の建築物を所有している者
（特定事業者（一定規模以上のエネルギーを使用する事業者等）を除く） 〕

（制度概要）

- ・ 準特定事業者は、毎年度、前年度の事業活動に伴うエネルギーの消費量について、報告書（エネルギー消費量等報告書）を提出しなければならない。
- ・ 本市は、提出された報告書に基づき、事業活動に伴うエネルギーの消費量の効果的な削減のために必要な指導及び助言を行う。